

1. 件名：四国電力（株）伊方発電所第3号機の定期事業者検査報告（施設管理実施計画の変更）に関する面談

2. 日時：令和3年1月7日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁専門検査部門執務室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

村尾企画調査官、平井上席原子力専門検査官、平川主任原子力専門検査官、
柳原子力専門検査官

四国電力（株） 伊方発電所 定検検査課課長 他7名

5. 要旨

○原子力規制庁から、令和2年12月1日に実施した伊方発電所第3号機の定期事業者報告（施設管理実施計画の変更）に関する面談において、説明を求めた事項に対して四国電力（株）から以下とおり回答を得た。

- ・長期停止に伴い「追加保全」及び「追加的な健全性確認」を必要と判断した場合、その評価体制、評価方法、評価結果、評価記録等の内容を添付する。なお、記載箇所は、添付書類五（保全の有効性評価に関する説明書）ではなく、添付書類三（施設管理実施計画）とする。
- ・評価結果については、令和2年11月24日に報告した主要設備の保管対策に加え、主要設備の追加保全項目を報告する。
- ・保全周期を暦月管理しているCBM機器及び暦年管理しているTBM機器については、通常の保全計画に基づき保全を実施するため、特別な施設管理実施計画（保全計画）の対象外である。
- ・評価記録については、令和2年11月24日に提出した報告書に記載している特別な保全計画に基づく点検等の結果の記録管理（添付書類三 Ⅲ 3.（3））に含む。

○上記の説明を受けて、原子力規制庁から以下を求めた。

- ・特別な施設管理として「追加保全」及び「追加的な健全性確認」が必要とした評価は「保全の有効性評価」として行うものと考えているが、別の位置付けで行うのであれば、その旨を明確に記載すること。
- ・保全周期を暦月管理しているCBM機器及び暦年管理しているTBM機器については特別な施設管理実施計画（保全計画）の対象外である旨を記載すること。
- ・評価記録の具体的な内容とその妥当性については、面談もしくは今後実施する原子力規制検査において確認していく。

○四国電力（株）からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：伊方3号機定期事業者検査報告の記載方針について（2020年12月1日面談を踏まえた対応）